

# 決算書・申告書を必ずご確認ください！ ～消費税について～

○ 令和2年分（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～③のいずれかの条件にあてはまる方となります。

①	平成30年分（基準期間）において課税売上高が1,000万円を超えている。
②	平成31年1月1日から令和元年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者選択届出書を提出している。

令和3年分において新たに課税事業者になられる方は・・・

令和元年分（基準期間）、令和2年1月1日～令和2年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている方となります。



以下の書類の提出が必要となります

提出書類名	提出時期など
消費税課税事業者届出書（基準期間用）	速やかにご提出ください。
消費税課税事業者届出書（特定期間用）	速やかにご提出ください。



消費税の計算方法には、**一般課税（原則）**と**簡易課税（選択）**があります。納付税額に差が生じるため、簡易課税を選択した方が有利か不利かを判断する必要があります。



**申告会にお越しになり、必ず納付税額のシミュレーションをしてください！**



令和3年分で簡易課税を選択する場合は、**令和2年12月31日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」**の提出が必要となります。

※ 簡易課税制度の選択には、「2年間は簡易課税制度が適用される」等、多くの注意点があります。ぜひ申告会へご相談ください。

既に課税事業者の方へ

- 「外注の方を正規に雇用する（給与の支払いをする）」、「業務用の固定資産を取得する」等の場合、現在採用している消費税の計算方法が不利になることがあります。  
消費税は、**来年分以降の計算方法を今年中に判断する必要がある**ため、上記のようなことが来年以降想定される方は、**必ず今年中に「計算方法の見直し・確認」の相談に申告会にお越しください。**
- 令和2年分において課税事業者となる方で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和元年12月31日までに提出している方は令和2年・3年分ともに簡易課税制度が適用されます。  
なお、令和2年分に限り、簡易課税制度の届出の提出期限の特例があります。詳しくは申告会にご相談ください（ただし、**基準期間の課税売上高が5,000万円超**である場合は**本則課税**となります）。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっている方は、課税期間において消費税の納税義務は免除されます。該当される方は、速やかに**「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」**を提出してください。

## その他注意点

- 「消費税の課税事業者に該当するかどうか」や「採用している計算方法は本則課税か簡易課税か」等について、必ず把握するようにしてください！
- 相談にお越しの際には、決算書や申告書、印鑑をご持参ください。

### ※用語について

- ①基準期間：課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。課税期間の前々年をいいます。
- ②課税期間：消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。原則として暦年（1月1日から12月31日）をいいます。
- ③課税売上高：消費税が課税される取引の売上金額（消費税額を除いた金額）です。なお、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成30年が免税事業者の場合、その売上げがそのまま平成30年分の課税売上高となります（税抜処理はしません）。

※ ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡ください。